

長浜市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次により長浜城歴史博物館に設置した券売機におけるクレジットカード決済による入館料の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称
東京都渋谷区広尾3-12-36ワイマツ広尾ビル5F
株式会社ユニエム
- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類
長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）及び長浜市長浜城歴史博物館管理規則（令和2年長浜市規則第39号）に基づく長浜城歴史博物館の入館料。ただし、長浜城歴史博物館に設置した券売機におけるクレジットカード決済によるものに限る。
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月2日から令和9年3月31日まで
- 6 徴収の方法
長浜城歴史博物館に設置した券売機におけるクレジットカード決済による。